

『昭和天皇拝謁記』から見る靖国神社と昭和天皇・宮内庁の関係

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤,大雅 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000304

『昭和天皇拝謁記』 から見る靖国神社と 昭和天皇・宮内庁の関係

The relationship between Yasukuni Shrine, Emperor Showa, and Imperial Household Agency: From the Perspective of “Showa Tenno Haietsu Ki”

博士後期課程 史学専攻 2023 年度入学

佐 藤 大 雅

SATO Taiga

【論文要旨】

本稿は、1949 年 2 月から 1953 年 12 月にかけて昭和天皇への「拝謁」を記録し続けた初代宮内庁長官、田島道治の『昭和天皇拝謁記』から、同時期の天皇・宮内庁と戦後の靖国神社との関係を明らかにしたものである。戦後の天皇制・宮内庁（1949 年 6 月まで宮内府）は戦前までの宮内省とは違い、GHQ や国内外の目線を気にしつつ戦後の靖国神社もまた戦前までの国家神道から切り離され、独自の生き残り路線を模索していた。そうした中で、宮内庁の初代長官に田島道治が就任する。宮中の「民主化」を狙う人事により長官となった田島は、天皇の発言や質問を備忘のために書き残すようになり、それが『拝謁記』である。

『拝謁記』には、天皇が神社関連の事項について繰り返し質問したり、自らの意見を述べたりする箇所が存在する。天皇は明治神宮を優先的に参拝しようとし、靖国神社は「五・一五事件」などを発生させ、自らの意図を察することなく戦争に邁進した軍人が祀られる神社として参拝を忌避していた。しかし、田島は「遺族の問題」として、戦争遺家族の心情を考えれば靖国神社に参拝するのは当然であると伝えた。最終的に、1952 年 10 月 16 日の公式参拝以降、計 7 回の靖国神社参拝となった。

【キーワード】 田島道治, 昭和天皇, 靖国神社, 戦争責任, 退位論

はじめに

(1) 課題設定の理由

靖国神社は、戦後においても戦死者の慰霊を続け、日本の歴史認識に大きな影響を及ぼしている宗教法人である。東京招魂社を起源とし、戦死者の慰霊と顕彰を継続してきた靖国神社については、様々な視点から様々な意見が出されている。

神社は多くの問題を抱えており、最も議論されるのは1978年の「A級戦犯合祀問題」である。戦後の靖国神社は、「戦後平和主義路線」¹を採った第五代宮司筑波藤麿の時期と、「戦後日本社会が決別したはずの皇国史観を再興普及する拠点施設」²を目指す第六代宮司松平永芳の時期とでその思想、性格が大きく変化した、という風に説明される。例えば、保阪正康はその最大の差別点を、本殿に向かって左奥に位置する「国家や天皇への忠義を否定する施設」鎮靈社にあると説明している³。

筑波は戦犯の合祀を復員官署法務調査部門、厚生省引揚援護局から要請された⁴際の判断から、「戦後の民主主義に迎合した人物」とされる人物である。1959年にBC級戦犯の合祀を行いつつも、A級戦犯を世論及び自身の考えから「宮司預り」とするなど、戦後の日本社会に合うような神社経営方針を採用したと見なされる傾向にある。

一方、松平は筑波が病死した直後の1978年から宮司職に就き、同年11月の秋季例大祭でA級戦犯を合祀、その後も1986年に「東京裁判史観」を否定するために遊就館を復元するなど、現在の靖国神社を作った人物だとされる。

昭和天皇が「不快感」を示す以前、つまり筑波期に、天皇がどのような意図を持って靖国神社の参拝を行っていたのか、明瞭にはされてこなかった。戦後、天皇は1952年10月から1975年11月まで数年おきに計7回、公式に参拝している⁵。しかし1978年のA級戦犯の合祀以降は天皇自身による参拝は無くなり、その要因は第3代宮内庁長官の富田朝彦が遺した「富田メモ」から推測されていた。

〔1988年〕四月二十八日

(天皇)「戦争の感想を問われ、嫌な気持ちを表現したかった。それは後で言いたい。そして戦後、国民が努力して平和の確立につとめてくれたことを言いたかった」

(天皇誕生日に先立つ記者会見の感想。誕生日会見はこれが最後)

「私は或る時に、A級が合祀され、その上、松岡、白取(原文のまま)までもが。筑波〔藤麿〕は慎重に対処してくれたと聞いたが、松平〔慶民〕の子の今の宮司〔松平永芳〕がどう考えたのか、易々と松平は平和に強い考があったと思うのに。親の心子知らずと思っている。だから、私はあれ以来、参拝していない。それが私の心だ」

五月二十日

菊の間で午前十時二十五分—十一時二十分

(天皇)「しかし、政治の妙な動きに皇室が巻き込まれることのないようにという長官の強い考えは分かる。政治家が一つの信義に立って動き、純に考えてくれるならと思うが」

(閣僚などの靖国神社に関する発言に関連して)

(天皇)「靖国のことは多く相当の者も知らぬ。長官が何かの形でやってほしい」⁶

このメモは一般に公開されることはなかったものの、多くの研究において用いられることとなった。侍従長入江助政、侍従卜部亮吾⁷の日記からも、参拝を取りやめた原因が「政治問題化したための自粛」以上に「A級戦犯の合祀」にあったことが明らかにされた⁸。

ここでいくつかの課題が生じる。仮に「A級戦犯の合祀」が無かったら、現在まで天皇が靖国神社に参拝を継続していたのか、「筑波は慎重に対処してくれた」時期の天皇は神社参拝をどのように考えていたのか、宮内庁・皇族・元皇族は天皇の神社参拝についてどのように考えていたのか、といったものである。こうした課題を考えるうえでも、A級戦犯合祀以前の靖国神社を見る必要があると考えられる。本論文では戦後間もない時期に宮内庁の初代長官として天皇を補佐する立場にあった田島道治の記録などを用いて、天皇や宮内庁関係者、皇族・元皇族などがどのように靖国神社を捉えていたのかを分析した。

(2) 研究史の整理

従来の靖国神社と宮内庁との関係を取り扱った研究では、「富田メモ」を用いた秦郁彦の『靖国神社の祭神たち』(新潮社、2010年)が主要な参考文献である。本書は東京招魂社時代から現代までの神社までの祭神及びその合祀基準に焦点を当てており⁹、秦は「富田メモ」の分析から、昭和天皇がA級戦犯の靖国神社合祀への忌避感を抱いていたこと、また1952年から1975年まで7回行っていた参拝を取りやめた原因が、この合祀にあったことなどを分析している¹⁰。また毎日新聞の「靖国」取材班による『靖国戦後秘史—A級戦犯を合祀した男』(角川書店、2015年)は歴史研究の分野から見ると一般書の方に寄るが、実際に靖国神社関係者に行った聞き取りから、A級戦犯の合祀を行った松平永芳と行わなかった筑波藤磨の二名を比較して多様な神社問題を解説している¹¹。また、『戦没者合祀と靖国神社』(新潮社、2010年)や『靖国神社「殉国」と「平和」をめぐる戦後史』(岩波書店、2017年)を著した赤澤史朗は、この筑波期の神社経営を「国家のために殉ずることを是としつつ、平和主義への転向は冷戦対立の激化の中で日本が戦争に再び参加することを否定する立場に神社の性格を変化させた」ことを説明している¹²。

宮内庁と天皇・皇族の関係、象徴天皇制についての先行研究は、森暢平の『近代皇室の社会史』(吉川弘文館、2020年)や河西秀哉『近代天皇制から象徴天皇制へ「象徴」への道程』(吉田書店、2018年)、茶谷誠一『象徴天皇制の成立 昭和天皇と宮中の「葛藤」』(NHK出版、2017年)などが、最新のものとして主要なものだと言える。森は戦後の宮内庁と皇室が、いわゆる「近代家族像」の象徴として皇室が扱われるように苦慮していたこと¹³を説明している。また、河西は昭和天皇の3

人の弟もまた皇室の「大衆天皇制」への移行に協力したこと、特に三笠宮崇仁親王は「身近」で「人間」的な象徴天皇制そのものの象徴とも言うべき人物であったと評価している¹⁴。加えて、戦後の象徴天皇制を支持したのが大正教養主義者（オールドリベラリスト）のクリスチャン達であったこと、また彼らがキリスト教的世界観の中での天皇制を目指していたことも、河西により説明されている¹⁵。茶谷は1948年の天皇の側近更迭人事について説明し、その人事が内閣・GHQ間での宮中改革を反映させるためのものであったことを解説する¹⁶。さらに、象徴天皇制の研究者たちが共著した、古川隆久・森暢平・茶谷誠一編『「昭和天皇実録」講義 生涯と時代を読み解く』（吉川弘文館、2015年）では、宮内庁『昭和天皇実録』（東京書籍、2015年～2019年）から具体的な昭和天皇像を分析している。

田島道治個人の研究としては、加藤恭子の『田島道治—昭和に「奉公」した生涯』（TBSブリタニカ、2002年）、『昭和天皇と田島道治と吉田茂 初代宮内庁長官の「日記」と「文書」から』（人文書館、2006年）が主要なものとなる。前書は田島の生涯を概説した伝記のようなもので、「五百年ほど続いた旧家」田島家に生まれた1885年¹⁷から、宮内庁病院で肝臓癌のため亡くなる1968年まで¹⁸を他の史料と照らし合わせながら解説する。また、後書は宮内庁長官時代の田島に注目し、田島の日記と「田島家資料」から宮内庁時代の田島の経歴を説明する。特に田島の日記や「田島家資料」が2022年までは一般に公開されていないため、後述する『拝謁記』を除く田島自身の史料は加藤の研究から用いることとなっていた¹⁹。

(3) 問題の限定

最初に、本論文では著者の引用には亀甲括弧を用いる。ただし、『拝謁記』から引用した文中の亀甲括弧は注釈がない限り、原文のものである。

本論文では、1949年から1953年における、靖国神社と昭和天皇・宮内庁の関係について考察する。特に本論文では、2021年12月より刊行されている、『昭和天皇拝謁記—初代宮内庁長官田島道治の記録』（田島道治著、岩波書店。以下特記しない限り『拝謁記』と省略）を用いる。この『拝謁記』を用いて、1949年2月から1953年12月までの、昭和天皇・宮内庁の靖国神社・日本再軍備についての考え、具体的な影響を主な研究対象とする。特に以下の2点に注目する。一つは、「天皇が初代宮内庁長官田島道治に記録させていた、靖国神社や国家神道、道德教育の事項」について、もう一つは、「宮内庁、皇室、旧皇族がそれぞれどのように靖国神社、日本再軍備を捉えていたのか」についてである。

田島は前述したように、その史料が極めて限定的であり、またその史料を活用できた加藤の元に「そのような貴重な資料が、日本史の専門家でもないあなた（つまり私）〔加藤〕の手になぜゆだねられたのか」²⁰という質問が寄せられるなど、その史料の重要性の高さとは反対に、一般にはその内容を確認することはできなかった。こうした点からも、『拝謁記』を分析することは田島への見方を考える上でも重要であると言える。

1 田島道治と昭和天皇

(1) 戦後の天皇が置かれていた立場

終戦から2年が経過した1947年は、天皇制が新たな危機を迎えた年である。GHQの人権指令により日本共産党が天皇制を打倒することを声明し²¹、この動きがソ連と結びついていると考えた昭和天皇は、安全保障に関して象徴天皇制下では本来制限されるはずの政治的発言、「沖縄メッセージ」を發した²²。この「沖縄メッセージ」からは、戦後の安全保障を天皇がどのように考えていたのかを知ることができるが、同時に天皇の中から「元帥」の意識が消えていないことを示した。GHQにまでその情報が到達する過程は、次のように記録されている。

〔1947年9月〕十九日 金曜日 午前、内廷庁舎御政務室において宮内府御用掛寺崎英成の拝謁をお受けになる。なお、この日午後、寺崎は対日理事会議長兼連合最高司令部外交局長ウィリアム・ジョセフ・シーボルトを訪問する。シーボルトは、この時寺崎から聞いた内容を連合最高司令官（二十日付覚書）及び米国国務長官（二十二日付書簡）に報告する。この報告には、天皇は米国が沖縄及び他の琉球諸島の軍事占領を継続することを希望されており、その占領は米国の利益となり、また日本を保護することにもなるとお考えである旨、さらに、米国による沖縄等の軍事占領は、日本に主権を残しつつ、長期貸与の形をとるべきであると感じておられる旨、この占領方式であれば、米国が琉球諸島に対する恒久的な意図を何ら持たず、また他の諸国、とりわけソ連と中国が類似の権利を要求し得ないことを日本国民に確信させるであろうとお考えに基づくものである旨などが記される²³。

寺崎英成は宮内省・宮内府の御用掛として昭和天皇の通訳となった人物である。1946年3月から4月にかけて、寺崎は当時の宮内大臣松平慶民、宗秩寮総裁松平康昌、侍従次長木下道雄、内記部長稲田周一と共に天皇から聞き取りを行う²⁴など、宮内省内では天皇の補佐を担う重要な立ち位置にいた。聞き取りなど、戦前の宮内省から引き続き宮内府内で影響力を持っていた慶民や侍従長大金益次郎は、「天皇の地位を高めることを目論む」宮内官僚と見なされた。彼らの存在はGHQの民政局から宮内官僚批判を巻き起こし、片山哲も1947年の夏から天皇に二名の更迭を進言している²⁵。

GHQ側が新たな国家体制として天皇に一切の政治的権能を付与させない「儀礼君主」を求めていたのに対し、天皇側は「統治権の総攬者」として国政関与の権限を残した「立憲君主」を規範にしようとしていたことも、側近首脳が「苦心の交渉」に当たることとなる要因であった²⁶。王制を持たないアメリカ人が日本の天皇制の性格を理解するためにイギリス王室との対比を求めていたこと、また天皇がイギリス王室をモデルにして皇室を維持・発展させたいと願っていたこと²⁷もあり、戦後の象徴天皇制についての調整は日本・アメリカ間で難航していた。

(2) 戦後の宮内庁人事

このように戦前からの君主意識を保持する昭和天皇、戦前から続く宮内省は、旧態依然とした性格を残していた。「沖繩メッセージ」など、昭和天皇の自由な発言を許した元宮内省官僚たちへの警戒心を高めた芦田均は、新しい体制を敷くことを決定する。1948年6月、芦田は戦前より銀行員として活躍していた田島道治を、宮内省に代わり創設された宮内府の長官に任命した。この際、芦田は宮内省から宮内府にかけて大臣、長官を歴任した慶民、さらに侍従長の大金といった守旧派とされた人物を同時に更迭している²⁸。ここでも、宮内府・宮内官僚を国家公務員のように政府や議会の統制下に組み込もうとするGHQと、宮内官僚を天皇や皇室の私用人と位置づけ、人事の承認権を求める天皇との間で意見が割れており、最終的には宮内府官制によりGHQの意向に沿う形となった²⁹。1949年4月には、芦田同様に守旧派の掃蕩を狙う吉田茂の意向もあり、これまでGHQと皇室との間で連絡の働きを見せた寺崎も辞任させられた³⁰。この罷免には特に吉田が強く関与しており、象徴天皇制での天皇の国政関与を抑えるため、情報源である寺崎を排して天皇周辺の情報管理しようとしていた³¹。結果田島宮内府長官、三谷隆信侍従長による宮内府、後の宮内庁の戦後体制が開始された。田島と三谷はどちらも爵位を持たず、宮中からすると旧華族でもない部外者が入ってくることになる³²。しかし当初は目立った問題も発生せず、1949年6月には宮内府から宮内庁へと変わり³³、宮内省時代とは違う天皇との新しい「主従」関係が発足した。

(3) 『拝謁記』の立ち位置と、『拝謁記』内での天皇と田島のやり取りについて

戦後の日本国憲法下での昭和天皇は、諸政策について事実上決定したことについての追認を行うに留まることが定められた。その際、天皇と田島との間でのやり取り（拝謁）を記録し、どのような事項を天皇に伝達していたかを正確に把握する必要が出てきた。その必要を達成するために書かれたのが、『拝謁記』である³⁴。『拝謁記』は天皇の言動を記録したものであるが、従来の講和・独立前後の発言は断片的にしか知られておらず、その史料的重要性は高いものであると考えられている³⁵。

本書内での天皇は基本的に、田島から伝えられた情報と新聞を元に、日本・海外の世論や政治を把握している。皇室や元皇族の動向を確認することも多く、特に皇籍から離脱した旧皇族の経済状況の悪化については田島から繰り返し情報を得ている。また、田島から伝えられた宮内庁内での人事や活動などについても、戦前までの任免大権を失ったこともあり、天皇自身の意見を言うことはなくあくまでも追認にとどまっているのも、戦前からの変化だと言える。

しかし、天皇がすべての事項についてただ話を聞いているだけということは少ない。時には天皇自身の意見を田島に吐露するような発言をすることがある。これはあくまでも『拝謁記』が本来内密にされる、公開されないという前提にあったためだと考えられる。

本書内で、天皇が繰り返し発言しているのは「共産主義の蔓延への警戒心の重要性」、「戦後民主主義下での国民への懸念」、「自由と権利の履き違い」をしている国民や皇室・元皇族への不満」などである。1949年以降、日本共産党の動きはさらに激しさを増す時期であり、その対策をアメ

リカ・GHQ や日本・吉田茂内閣は怠っている、またその動きを増長させているのは戦後の日本国民であり、戦前の状況に似ている、といったことを、田島に伝えている。例えば1951年12月9日の箇所には、日本の反米思想について天皇が「所謂反米思想が一般にある程度あるは已むを得ぬも、それに乗じて共産のものが共産主義の為に美名を平和とか戦争反対とかいつて色々やるのは困ったものだ」³⁶と発言している。

また皇室に対しては、特に弟の三笠宮崇仁親王についての言及が多い。三笠宮は「史学会」発言など、皇室内でも特に共産党との繋がりが強い人物であったためか、天皇は三笠宮が共産党に同調することを強く非難している。田島は天皇に同調しつつも、あまりにもその語調が強い時には天皇を窘める、といった様子も見られる³⁷。これは、田島にとっては三笠宮の言動もまた、戦後の日本に合わせた皇室の在り方として重要であったからだと考えられる。当然、田島も共産党への警戒心は強く持っていることが『拝謁記』内からも確認できる。また日記でも宮内庁最初の6月1日の箇所に「赤旗八代及川内両市ニ見ル『天皇ヒロヒトニ申スアナタハ……』ノ文字ヲ見ル」ために強く警戒する様子が見られる³⁸。

2 天皇の神社参拝をめぐる対応と、天皇の靖国観

(1) 天皇の戦没者慰霊についての考察

『拝謁記』内ではいくつかの神社に対する参拝の方法、参拝の是非などをめぐり検討が重ねられた。GHQの神道指令以降、天皇の神社参拝には強い制限がかけられている状況下にあった。その対応に迫られつつ、各神社からの参拝要求にも対応することが求められた。

天皇の神社への言及はいくつかの事例がある。例えば1952年4月1日の箇所には、厚生省による戦没者慰霊行事について天皇が質問した際、「第一、神道的の行事ならば、神様は喪は八釜しいからとても駄目だ」³⁹と発言、黙祷が無難であると述べている。憲法の政教分離を意識しての発言ではあるが、本部分で天皇は神道に対して異なる意見を持っており、このことについては後述する。別の例としては、無名戦士の墓についての言及が見られる。ハワイに存在する太平洋墓地を引き合いに出し、靖国神社との性格の違いを述べている⁴⁰。

(2) 明治神宮についての天皇と田島の考え

『拝謁記』内で靖国神社とは別に繰り返し登場する神社として、明治神宮が挙げられる。この明治神宮は靖国神社同様、近代以降に建立された神社として比較することができる。明治天皇を祭神として祀る明治神宮に対して、天皇と田島との間には意見の相違が見られる。天皇は明治神宮を、「平和を願っていた明治天皇の霊廟、靖国神社よりも優先的に参拝すべき神社」だと考えた。1949年2月10日の箇所で天皇は、「明治天皇の頃から宣戦の詔で常に「朕が志ならんや」、戦争は自らの意思にそぐわないことを言っているのに誰もそれを理解してくれない」ということを田島に主張している⁴¹。しかし、天皇が明治天皇の業績について知っていたのは後年に編集された『明治天皇

紀』によるところが大きく、天皇自身の記憶から明治天皇を語ることは少ない。一方、田島は「明治時代から続く日本の対外膨張の象徴」だと考えた。日清戦争・日露戦争から始まる日本の対外進出の先駆けとなった明治期、と考えた田島の中では明治神宮もまた対外膨張の象徴であった。

次に、まだ意見の定まりませむ事に御思召を拝して恐入りまするがとて、明治神宮三十五年行幸の事一寸伺ひし処、田島の明治時代は対外膨張時代でありまして、熱田神宮や出雲大社とは稍感じも違ひますると申上げし処、此点につき繰返し御話あり。明治天皇は平和の意図強き御方にて世に誤解あり。日清戦争にも御反対であつた。三上〔参次、臨時帝室編修官長〕博士もいゝ公にしてくれといつたがどうしてもしなかつた事もあり。結果は膨張日本ではあつたが……又靖国神社と私の祖先といふ事でそれは違ふ故、いゝと思ふが、然しそれは余程重大とて直ちに御賛意もなし。御慎重に拝す⁴²。

1950年10月31日の箇所には、「靖国神社関係の人が行幸を願う」様子が見られる。ここでは宮内庁が、靖国神社への参拝ができない理由が、明治神宮への参拝と関係があると考えていることが書かれている。日本がGHQの統治下に置かれていた時期に、天皇が各神社に参拝することは天皇個人や天皇制に危機をもたらす可能性があった。

(3) 別格官幣社と皇族

1951年3月27日の箇所には、明治神宮への参拝が延期になった際に吐露された、天皇の意見が確認できる。

明治神宮参拝延期の話の時、長官の言つたことで一寸解せないと思ふがとの仰せにて、靖国神社との関係だが、片方は官幣大社で明治天皇が祭神、片方は別格でいゝ大元帥の部下（臣下といふ言葉を御避けになつた御言葉と拝す）である。それを明治神宮へ参拝すると靖国神社関係のものが彼此いふといふ事は一寸分らぬとの仰せ（雑談的だがとの御前置にて）故、先達て明治神宮三十年祭御行幸願出をおやめ願ひました理由に、靖国神社も同じ東京市〔都〕内で、予てより遺族等は参拝希望であり、又戦時中は春秋二期御親拝の事もありました事を考へますると、矢張り問題となるといふ意味を申上げました〔中略〕。

むしろ遺家族の気持の上の問題と存じます。絶対に明治神宮御参拝を靖国神社との釣合上、必ずしも不可とも考へず、遺家族の問題と占領軍の思惑との関係の事申上げ⁴³

天皇は靖国神社の祭神について「大元帥の部下」という表現を用いており、田島もまた「臣下」という表現をあえて使わなかったのだらうと書き残している。この表現の解釈は様々なものが推測される。

また、天皇は明治神宮参拝の話が1950年10月23日に出た際にも、「明治神宮と靖国神社との事をいつてたが、条件の関係からいつても之は違うよ」⁴⁴と田島に言っている。この際、藤井斉を例に挙げて靖国神社への参拝を見送りたい旨を伝えている。天皇個人としては、明治神宮を優先的に参拝したいと考えている一方で、「五・一五事件を起こしたような、とんでもない人間」も祀られている靖国神社をあまり参拝したくない、というのが本音であったと思われる。

より明確に天皇が明治神宮を優先したい旨を田島に伝える箇所もある。ここでも社格の話題となっており、天皇の中では神道指令により社格制度がなくなった後でもその存在は消えてはいなかったことが分かる。

それから、この四月靖国神社の大祭でありますが、御親拝等に関する御気持ち的の御思召は如何でございますと伺ひし処、結局、靖国神社は別格〔官幣社〕であり、明治神宮は官幣大社である。其上祭神からいつても私としては明治神宮を先にし、之と同等といふよりは一寸低い位に致したい気がするとの旨をいろいろ〔著者注釈：後ろ2文字の「いろ」は踊り字〕仰せあり。東宮様の明治神宮、靖国神社御参拝の時にも右様の御趣旨は拝承致しました。今後明治神宮並に靖国神社は毎年起きます故、大体の考へ方を統一して、御親拝又は勅使等のことを、戦前とは又別の角度で再度検討致したく、次長は神社局に勤務のこともあります故、一つよく考へて貰ひます⁴⁵。

ここでは天皇の要望や皇太子であった明仁親王の参拝時に出た趣旨などを元に、毎年発生するであろう参拝についての統一見解を作ることを天皇に説明している。当時の宮内庁次長宇佐美毅は、1937年1月から1940年1月まで内務省神社局に勤務していた⁴⁶ため、戦前からの神社参拝とは異なる角度からの検討をしようとしていたことが分かる。また宇佐美は田島と同じような天皇観を共有しており、「天皇さえも「真理を尊重し道理に服従する」⁴⁷と考えていた、田島などに代表されるオールドリベラリストのような役割を宮内庁で果たす人物だとも考えられる。

(4) 靖国参拝と反米感情から見る、天皇の靖国神社参拝観

独立が果たされた1952年段階になると、GHQによる統制の影響力も弱まり、憲法の政教分離に基づく靖国神社参拝が目指されるようになる。この参拝は天皇自身の意思による自発的なものというよりは、「戦争犠牲者」への同情心を示す機会、国民感情への配慮が主目的であった。

また東京裁判の「戦犯」に対して、天皇は「気の毒に感じる」人物と、「死刑になってもおかしくない」人物とを明確に峻別している。戦犯への対処や戦犯の様子を検討する箇所はいくつもあり、特に巣鴨プリズンは「対内的にも対外的にも戦犯釈放の問題は六ヶしいデリケートの問題」としていた⁴⁸。前者の代表例は木戸幸一、後者の代表例は橋本欣五郎を挙げている。前述の藤井のこと、「富田メモ」の内容などと照らし合わせてみると、天皇は「日本を敗北させた要因であるファシズム及

びその推進者」への嫌悪感が強かったと推測でき、こうした天皇の嫌悪感は、後の松平永芳によるA級戦犯合祀に対して不満を述べた要因であると考えられる。

総じて、天皇としては靖国神社に参拝することを、できる限り忌避したいと考えていた。それでも天皇は1952年10月、戦後初の公式参拝を行っている。

〔1952年10月〕十六日 木曜日 靖国神社御参拝のため、午前九時三分皇后と共に御出門、同社に行幸される。御着後、宮司筑波藤磨の先導により本殿の御拝座に進まれ、御拝礼になる。皇后も同様に拝礼される。終わって、便殿において筑波宮司・権宮司池田良八の拝謁を受けられ、お言葉を賜う。同五十三分還幸される。この度の御参拝につき、同神社に幣帛料・神饌料をお供えになる。なお天皇の靖国神社御参拝は昭和二十年十一月二十日以来、皇后は同年五月五日以来のほぼ七年ぶりとなる⁴⁹。

天皇はこれ以降、1954年10月19日から1975年11月21日までに、計6回参拝している。1952年10月16日のものと合わせると、天皇は数年おきに7回参拝したことになる⁵⁰。神社の創立や戦争終結の周年に合わせて行われた参拝は、天皇と靖国神社の戦後の新しい関係を意味している。なぜ天皇が神社参拝を定期的に行うようにしたのか、これには宮内庁側の意思が働いていたことが、『拝謁記』から考察できる。

3 宮内庁の靖国観

(1) 祭神への目線と、遺族への対応の重要性

田島は天皇とは異なる視点から神社を見ていることは、いくつかの言及から推察が可能である。天皇が神社参拝を忌避するために藤井の話を用いた際、田島は「そのような話はいくらでもある」のだから割り切るべきだと論じている。

最初に田島は、天皇に対して「遺族の気持ちの問題」を解決するために参拝をするべきだと説明している。さらには遺族への御会釈と皇居拝観を進言するなど、とにかく遺族への配慮を欠かさなように天皇に求めている⁵¹。1947年から活動を開始した日本遺族会など、戦争遺族の影響力が高まっていく1949年から1953年という時期において、その意思や感情を損ねないような対応を、宮内庁も行わなければならないかった。

また、田島は純粹に戦死者の慰霊は当然のものであるという意識も強かった。1953年1月30日の箇所には、天皇が「矢張り靖国神社に行くのか」と発言した際に、田島が「我国の戦死者の為には当然」と説明している。

(2) 天皇の戦争責任論と靖国御親拝

田島は前述した箇所でも、明確に神社参拝の目的を、「戦争犠牲者」の問題を解決することにある

と説明している。理由は大きく二つあり、まず『拜謁記』執筆時の日本には、往年の大元帥としての天皇並びに皇室・旧皇族への怨言が残存していたことが挙げられる。特に天皇には戦争責任・生前退位などについての意見が国内外から噴出し、天皇と国民との間の関係を修復する必要があった。戦争責任・生前退位については、宮内庁内部でも意見が大いに分かれている。例えば田島により東宮職常時参与に就任し、皇太子時代の明仁親王の教育係として影響を与えた小泉信三は、天皇は大元帥であったため開戦責任がないとは言えないが、天皇自身が戦争責任問題について考察している様子が国民に伝わっている以上、民心が皇室から離れないのはその君徳によるものであると分析した⁵²。小泉は天皇に日米戦回避を訴えていたと言われつつも、自らは戦争が開始すると「祖国の難局に直面して」いる以上、日本を守るためとして好戦的な発言を行い、その戦中の行動が戦後、批判の対象となった⁵³。戦後の小泉の言動からは、小泉が日本に欠けていたと考えた「道徳的背骨（モラル・バックボーン）」、その中心に天皇が位置するべきと考えていたとも推察でき、その場合先に述べた「君徳」と天皇制との関係を分析する必要がある。

田島自身も1948年に東京裁判対策としてまとめられた「謝罪詔書草稿」を書いた時、侍従の村井長正に、日本の戦争への無責任を解消するために、内外に陳謝の姿を表すべき、そのための詔書の文案を書いたことを語っている⁵⁴。しかし、この草稿は公開されることはなかった。また同様に、1952年5月3日に挙行された平和条約発効ならびに憲法施行五周年記念式典における天皇の「おことば案」で、田島は敗戦に言及することで、巣鴨プリズンの旧軍人グループを中心とする退位論者⁵⁵を納得させることができると考えていた。しかし、吉田は敗戦に言及すること自体がより退位論を増長するとして反対しその内容から敗戦の責任が国民にあることを強調するような内容に変化した⁵⁶。

宮内庁以外の国内からの天皇退位論としては、南原繁の「道徳的責任論」が有名である。「戦争に負けるという、あるべき君主としての振るまいができなかった天皇」⁵⁷である昭和天皇が国民への道徳的、精神的な責任を感じて退位することで、国民に「敗戦したが、新たな民主主義国家日本国」の象徴としての天皇像を示すことができる、というものである。こうした道徳からの退位論は元外務官僚、元大東亜省次官の田尻愛義⁵⁸が存在する。

さらには、「国体護持」の観点から退位論を唱える人々も存在した。特に終戦に際し国家意思の最終調整に尽力した、戦時期の内大臣木戸幸一の退位論が挙げられる。木戸は東京裁判に際し、自身が務めた内大臣が有罪となれば天皇も有罪となる可能性がある、という話を聞き、自己の無罪を積極的に主張、自身の日記を用いて軍国主義者と戦ったことを示した。また、敗戦直後の8月29日には天皇の退位が天皇制廃止論を喚起すると天皇に述べるなど、終戦から間もない時期には退位に反対の立場をとった。しかし、木戸はサンフランシスコ講和条約の締結時に、昭和天皇が退位するべきだと考えていた⁵⁹。木戸はその理由を、以下のように述べた。

陛下に御別れ申上たる際にも言上し置きたるが、今度の敗戦については何としても陛下に御責

任あることなれば、ポツダム宣言を完全に御履行になりたる時、換言すれば講和条約の成立したる時、皇祖皇宗に対し、又国民に対し、責任をおとり被遊、御退位被遊が至当なりと思ふ。〔中略〕これにより戦没、戦傷者の遺家族、未帰還者、戦犯者の家族は何か報いられたるが如き慰を感じ、皇室を中心としての国家的団結に資することは頗る大なるべしと思はる。若し如斯せざれば、皇室が遂に責任をおとりにならぬことになり、何か割り切れぬ空気を残し、永久の禍根となるにあらざるやを虞れる⁶⁰

ここで木戸が述べている、「戦没、戦傷者の遺家族、未帰還者、戦犯者の家族は何か報いられたるが如き慰を感じ」という言葉は、田島が天皇への拝謁に際し、「遺族の気持ちの問題」、「我国の戦死者の為には当然」と、靖国神社への参拝を行うべきだと考えた理由と合致している。木戸と田島は戦前と戦後の天皇を支えた「重臣」ではあるが、その退位論は天皇に戦争の責任があると見なすものだった。

生前退位を拒否した要因としては、高松宮宣仁親王との戦争責任を伴う確執が存在したことは既に知られている⁶¹。1950年代時点での天皇は戦争責任を問われることについても、「旧憲法でも国務大臣の輔弼といふ事はあるので、私のしたわるい事は国務大臣の輔弼がわるかつたといふ事にならなければならん」⁶²と考えていた。そのため、弟宮たちへの強い批判の意思を示していたと考えられる。事実、『拝謁記』内でも秩父宮雍仁親王が「英米反対で日独同盟論を強く主張」⁶³し、高松宮が「主戦論をされて私とけんかし」⁶⁴たことを田島に述べている。ここからはさらに、宮内庁が天皇に靖国神社への参拝を行わせることで「天皇が戦没者への慰霊を自ら執り行う、戦争責任を考える天皇像」を形成させ、生前退位をしないことで日本のために象徴天皇として存在することを国民に示させた、という様にも考えられる。特に天皇の戦争責任・生前退位を「謝罪詔書草稿」や「お言葉」で明示すべき、実行すべきだと考えていた田島にとっては、天皇が在位し続ける理由を戦没者慰霊という形で成立させたかったのではないか。天皇が自身の戦争責任を考えるきっかけになったのは、1971年の欧州訪問や1975年の日本記者団との記者会見だと考えられている⁶⁵が、戦後の象徴天皇制に移行したばかりの時期では、戦前までの「国家元首」としての天皇像が抜けていないのが実情であった。

(3) 再軍備に伴う戦後の「戦争犠牲者」について

もう一つの理由は、『拝謁記』執筆の時期が日本の再軍備出発の時期でもあったことにある。1950年に朝鮮戦争が勃発し、警察予備隊が発足すると、新たな戦死者が発生する可能性が出てくる。その慰霊を行う場所が再び必要になると判断した田島は、その場所を天皇が「御親拝」する靖国神社に見出そうとしていたのではないか。

1952年6月25日の箇所には、次のように残されている。

予て問題と存じて居りましたが、戦争犠牲者の問題であります。今日陛下としては国事に御関係出来ませぬ建前ではありますが、往年の大元帥としてとの感じで皇室に対しても多少怨言をも申す者もあります所へ、選挙関係で声を大にする輩も出て来、平和回復の今日は最早何憚る所ないといふ考へもあり、又再軍備の出発にて前提として何とかせねばならぬ事情もあります。第一、戦死者は靖国神社へ御参拝願ふ事は今迄は駄目でも最早出来ますから……⁶⁶

ここには、前述した「大元帥昭和天皇」をはじめとする「皇室への怨言」と、「再軍備の出発にて前提として何とかせねばならぬ事情」、つまり戦死者が発生した際にその慰霊を行う場所として靖国神社を戦前の通りに用いることを述べているのである。

日本再軍備の時期、旧軍人たちは再軍備後の「軍隊の政治徒党化」を防ぐために天皇をその中心に置くことを求めた。しかし、昭和天皇には戦争責任があるので、戦没者遺族の感情を考えればそのまま中心に置くことは不可能であり、そのためサンフランシスコ講和条約を機会に退位してもらい、当時の皇太子である明仁親王が天皇として即位することで、この問題を解決できる、と主張していた⁶⁷。

1951年11月9日の時期にも、天皇自身は継続して在位することで責任を取ることを主張していたのに対し、田島が「いろいろ〔原文はく、本亀甲括弧は著者〕の実状から御退位はできぬといふ事の方が議論はしにくいのであります」⁶⁸と述べてその主張は正当性を確立させることが難しいこと、また「犠牲的に皇位に在るのだと陛下の方から仰せになる事は如何かと存じます」⁶⁹と述べて諫言していた。こうした点からも、皇太子が即位することなく昭和天皇が在位し続けることになった場合、日本再軍備に直接携わることができない以上、せめて発生することが考えられる「新しい軍隊」の戦死者の慰霊、及び「かつての軍隊」の戦死者の慰霊は、行うべきだと主張しているものだと考えられる。

おわりに

昭和天皇が靖国神社に関する情報を定期的に入手していたことは、既に『昭和天皇実録』に書かれている神社参拝時の筑波の拝謁や侍従の日記などから明らかにはなっていた。初代宮内庁長官田島道治が遺した『拝謁記』からはさらに、戦後間もない時期の神社について、どの程度の情報を入手していたのか、またどのような意見を神社に対して抱えていたのかを理解することができる。

天皇は戦後、皇室の家長として皇族・元皇族の動向を宮内庁に命じて把握し、対応させてきた⁷⁰。時にはその不満を田島に述べつつ、宮内庁には自らの意思を反映するように求めていた。また多くの神社との「象徴天皇」としての関係を探っていた天皇にとって、靖国神社は大きな懸念点であった。天皇が嫌った戦前の軍国主義の象徴、国家神道の総本山としての靖国神社への忌避感、自身の祖父で敬意を持つ明治天皇が祀られる明治神宮への肯定的な感情と表裏の関係にあった。

宮内庁は天皇の意思を知りつつも、戦後の日本社会における戦争遺族の感情への配慮を求めた。

天皇・皇室への国民感情は、「象徴天皇制」の下で政治を動かそうとした日本政府やアメリカにとっては重要なものであった。また、日本再軍備が始まる 1950 年代に、再び発生することが考えられる戦死者を慰霊する場所として、明治期より慰霊を続けてきた靖国神社に天皇が参拝することは、宮内庁にとっても国民の象徴となった天皇の存在意義を示すために必要なものであった。特に田島は長官就任当初、天皇には戦争責任が存在すると考えていた。天皇が仮に退位などを行わず、その責任を取れないということになるのであれば、別の方法で責任を果たすことが求められた。そこで天皇が靖国神社に参拝することで、戦争で家族を失った遺族の心情を重んじることができると田島は考えていた。さらに、日本再軍備に際し新たに登場する「軍隊」の戦死者を慰霊すると考えられる施設として靖国神社が存在し、そこに在位し続ける天皇が参拝することによって、当時旧軍人たちによって提唱されていた「皇太子の天皇即位と、再軍備における中心人物化」を抑制することが図られたと考えられる。

¹ 毎日新聞「靖国」取材班『靖国戦後秘史—A 級戦犯を合祀した男』（角川書店、2015 年）、105 頁。

² 同前、104 頁。

³ 阪正康「『靖国』という悩み」（中央公論新社、2013 年）、89 頁～98 頁。

⁴ 中立悠紀「旧帝国陸海軍軍人と靖国戦犯合祀の関係—BC 級戦犯合祀の経緯」（『史学雑誌』第 128 編第 7 号、2019 年）、22 頁。

⁵ 田中伸尚『靖国の戦後史』（岩波書店、2002 年）、32 頁。

⁶ 「平和確立「国民が努力」日本経済新聞（2006 年 7 月 21 日朝刊）、33 頁。

⁷ 卜部亮吾『昭和天皇最後の側近 卜部亮吾侍従日記』（朝日新聞社、2007 年）、378 頁～379 頁。

⁸ 秦郁彦『靖国神社の祭神たち』（新潮社、2010 年）、202 頁～211 頁。

⁹ 前掲秦『靖国神社の祭神たち』、9 頁～10 頁。

¹⁰ 同前、202 頁～211 頁。

¹¹ 前掲毎日新聞「靖国」取材班、21 頁～24 頁。

¹² 赤澤史朗『靖国神社「殉国」と「平和」をめぐる戦後史』（岩波書店、2017 年）、92 頁～94 頁。

¹³ 森暢平『近代皇室の社会史』（吉川弘文館、2020 年）、287 頁。

¹⁴ 河西秀哉「戦後皇族論—象徴天皇の補完者としての弟宮—」（河西秀哉編『戦後史の中の象徴天皇制』（吉田書店、2013 年））、163 頁。

¹⁵ 河西秀哉「近代天皇制から象徴天皇制へ—「象徴」への道程」（吉田書店、2018 年）、161 頁～191 頁。

¹⁶ 茶谷誠一『象徴天皇制の成立 昭和天皇と宮中の「葛藤」』（NHK 出版、2017 年）、176 頁～182 頁。

¹⁷ 加藤恭子『田島道治—昭和に「奉公」した生涯』（TBS ブリタニカ、2002 年）、26 頁。

¹⁸ 同前、505 頁。

¹⁹ 前掲森、248 頁～249 頁。

²⁰ 加藤恭子『昭和天皇と田島道治と吉田茂 初代宮内庁長官の「日記」と「文書」から』（人文書館、2006 年）、3 頁。

²¹ 豊下橋彦『昭和天皇の戦後日本—〈憲法・安保体制〉にいたる道』（岩波書店、2015 年）、87 頁。

²² 同前、102 頁。

²³ 宮内庁『昭和天皇実録第十』（東京書籍、2017 年）、455 頁～456 頁。

²⁴ 前掲加藤『昭和天皇と田島道治と吉田茂』、41 頁～42 頁。

²⁵ 瀬畑源「『宮中・府中の別』の解体過程：宮内省から宮内府、宮内庁へ」（『一橋社会科学』第 5 巻、2013 年）、15 頁。

²⁶ 茶谷誠一『宮中から見る日本近代史』（筑摩書房、2012 年）、200 頁。

- 27 中村政則『象徴天皇制への道—米国大使グループとその周辺—』（岩波書店，1989年），178頁。
- 28 同前，51頁～53頁。
- 29 前掲茶谷『宮中から見る日本近代史』，200頁。
- 30 田島道治『昭和天皇拝謁記 第1巻』（岩波書店，2021年），16頁。
- 31 前掲茶谷『象徴天皇制の成立』，220頁。
- 32 前掲加藤『田島道治』，198頁。
- 33 百瀬孝『事典 昭和戦後期の日本—占領と改革』（吉川弘文館，1995年），171頁。
- 34 前掲田島第1巻，250頁～251頁。
- 35 同前，249頁。
- 36 田島道治『昭和天皇拝謁記 第3巻』（岩波書店，2022年），22頁。
- 37 田島道治『昭和天皇拝謁記 第5巻』（岩波書店，2022年），69頁～73頁。
- 38 前掲加藤『田島道治』，258頁。
- 39 前掲田島第3巻，148頁。
- 40 田島道治『昭和天皇拝謁記 第4巻』（岩波書店，2022年），152頁。
- 41 前掲田島第1巻，3頁～4頁。
- 42 田島道治『昭和天皇拝謁記 第2巻』（岩波書店，2022年），9頁。
- 43 同前，82頁。
- 44 同前，10頁。
- 45 前掲田島第4巻，185頁。
- 46 秦郁彦『日本近現代人物履歴史典 [第2版]』（東京大学出版会，2013年），89頁。
- 47 前掲河西『近代天皇制から象徴天皇制へ』，179頁。
- 48 前掲田島第4巻，8頁。
- 49 宮内庁『昭和天皇実録第十一』（東京書籍，2017年），427頁～428頁。
- 50 前掲田中，32頁。
- 51 前掲田島第3巻，300頁。
- 52 河西秀哉『平成の天皇と戦後日本』（人文書院，2019年），25頁～26頁。
- 53 小川原正道『小泉信三—天皇の師として，自由主義者として』（中央公論新社，2018年），86頁。
- 54 前掲豊下，232頁～233頁。
- 55 富永望『昭和天皇退位論のゆくえ』（吉川弘文館，2014年），154頁～161頁。
- 56 前掲田島第3巻，297頁。
- 57 河西秀哉『天皇制と民主主義の昭和史』（人文書院，2018年），43頁。
- 58 同前，43頁～44頁。
- 59 吉田裕『昭和天皇の終戦史』（岩波書店，1992年），203頁～204頁。
- 60 木戸幸一「日記（1951年10月17日）」（「解説」（『東京裁判資料・木戸幸一尋問調書』（大月書店，1987年）），559頁。
- 61 前掲豊下，230頁～231頁。
- 62 前掲田島第3巻，195頁。
- 63 同前，25頁。
- 64 同前，26頁。
- 65 前掲赤澤『靖国神社』，256頁～260頁。
- 66 前掲田島第3巻，238頁。
- 67 前掲河西『天皇制と民主主義の昭和史』，163頁。
- 68 前掲田島第3巻，10頁。
- 69 同前，13頁。
- 70 前掲田島第2巻，282頁～283頁。

【付記】

本稿は、筆者が2023年1月に明治大学大学院に提出した修士論文「靖国神社と宮内庁—『昭和天皇拝謁記』を中心に—」の第1章「『昭和天皇拝謁記』から見る靖国神社と昭和天皇・宮内庁の関係」を加筆・修正したものである。